

児童相談体制等検討会の方向性

<令和5年度の検討会>

4つの柱を用意し、区部、市町村部に分かれて親会議において4回にわたり議論。

I 人材育成の共同推進 II 連携の拠点作り III 専門的見地からのバックアップ機能強化 IV 相談体制の強化

<今後の方向性>

・この4つの柱について、**具体的な取組・検討事項として6つの視点からさらに議論を進め、東京全体の児童相談体制の充実・強化を図っていく**

①業務の標準化

III 専門的見地からのバックアップ機能強化
IV 相談体制の強化

②個別ケースに係る専門性向上

I 人材育成の共同推進
III 専門的見地からのバックアップ機能強化
IV 相談体制の強化

③人材育成の共同推進

I 人材育成の共同推進
III 専門的見地からのバックアップ機能強化
IV 相談体制の強化

④子供家庭支援センターの体制強化と連携強化

II 連携の拠点づくり
IV 相談体制の強化

⑤都児童相談所の体制強化

II 連携の拠点づくり
IV 相談体制の強化

⑥ケアニーズの高い児童への専門的な支援

I 人材育成の共同推進
III 専門的見地からのバックアップ機能強化

令和6年度は、この6つのテーマにより、引き続き区部と市町村部に分けて検討会を開催

児童相談体制における現状把握のための調査結果

児童相談所や子供家庭支援センターにおける相談援助業務や人材育成等に関する現状や課題等を把握・分析

- ・児相調査 : 令和6年5月10日～22日 区児相8所、都児相10所から回答
- ・子家セン調査 : 令和6年5月30日～6月10日 62区市町村から回答

【調査結果（概要）】 ※詳細は資料編に記載

① 業務の標準化

- 【児相】 ケース移管や家庭復帰の進め方、里親の相互委託など、都区で統一的なルールが必要（資料編P.5）
- 【子家】 児相により家庭復帰や移管等における手続きが異なり、連携のしにくさがある（資料編P.3）
- 【共通】 「児童虐待相談等の連絡調整に関する基本ルール」（東京ルール）の運用に当たり、児相と子家センとの調整（送致・逆送致）が円滑に進まない事例がある（資料編P.2,9）
- 【児相】 措置先が見つからず、一時保護の長期化が課題。施設への入所調整の一元化や施設の空き情報の共有など効率化が必要（資料編p.6）

② 個別ケースに係る専門性向上

⑥ ケアニーズの高い児童への専門的な支援

- 【共通】 重大事案や好事例のほか、立入り調査、親権停止事案、性的虐待、接触拒否、安全確認ができない、送致・逆送致ケース等、様々な事案を活用できる形で共有や蓄積が必要（資料編P.3,7）
- 【子家】 子家ケースの法的助言等を要するケースや児相対応に疑義のあるケースなどの専門相談ができる窓口設置を希望（資料編P.3）
- 【児相】 ケアニーズの高い児童への支援として、入院先の確保・拡充、心理治療施設の設置を希望（資料編P.7）

③人材育成の共同推進

- 【児相】 専門性の向上・維持やS V（指導教育担当職員）の育成が課題（資料編P.8）
- 【子家】 職員の異動や退職等によるスキルやノウハウの継承が課題（資料編P.4）
- 【児相】 都区合同研修として、中堅層以上を対象とした困難ケースの事例検討、S Vの養成や対応力強化に関する研修、実技による実践的な研修が有効（資料編P.8）
- 【子家】 職級問わず、ロールプレイングや模擬会議など、実践的な研修が有効（資料編P.4）

④子供家庭支援センターの体制強化と連携強化

- 【共通】 東京ルールの運用に当たり、児相と子家センとの調整が円滑に進まない事例がある（再掲）（資料編P.2,9）
- 【子家】 職員の異動や退職等によるスキルやノウハウの継承が課題（再掲）（資料編P.4）
- 【子家】 虐待未然防止に向けて、こども家庭センターの設置が進められており、母子保健部門との役割分担や、虐待対応における保護者への対応力の向上など、連携強化が課題（資料編P.1）

調査結果をふまえた今後の取組の方向性（案）

①業務の標準化

課題

- 児相、子家センともに、ケース移管や家庭復帰の進め方について、ルールの解釈や認識の違いにより、手続きや支援が円滑に進まない事案が発生
- 子家センから児相への送致や援助要請、児相から子家センへの逆送致等が円滑に進まない事案が発生
- 児相では、里親への都区相互委託における情報共有や支援の方法などが児相間で異なる場合の弊害を懸念
- 一時保護児の入所先施設が見つからず、児童福祉司個人による入所打診等が繰り返されており、一時保護長期化の一端

方向性

- 都児相センターが全体の総合調整を担い、都内全域を対象とした都区共通ルールや解釈等の確認
- その上で、東京の実情をふまえ、必要なルールの策定も視野に入れる
- 広域的業務の一部について一元化に向けた検討を進める

具体的取組

- ケース移管や家庭復帰に係るルール等を確認・検証し、必要なルールの策定を検討
（移管元と移管先の役割認識、共有する情報、アセスメントシートの記入方法等の見直し、里親の相互委託における情報共有の在り方など）
- 東京ルールの運用状況の検証・見直し（事務手続きの簡略化など）
- 児童養護施設の入所調整の効率化に向けた都区共通の仕組みづくりを検討 など

ルール等の検証・見直しについては、検討会の下に課長級以下からなる検討部会及びワーキンググループを設置、実務的な議論を行う

調査結果をふまえた今後の取組の方向性（案）

②個別ケースに係る専門性向上

課 題

- 児相では、経験年数の浅い職員が増加し、法的対応を経験している職員は限定的
- 児相では、法的対応ケースのほか、ケアニーズの高い児童への支援ケース、トー横問題といった大都市特有のケースや、内密出産や宗教虐待ケース等の近年顕在化している困難ケースに直面
- 子家センにおいても、法的助言を要する事案や、性的虐待、外国籍事案など様々なケースに直面

方向性

- 都内全体での専門性向上のために、困難ケースや好事例等、対応事例を全自治体で共有するほか、各自治体が専門的な観点から都児相センターに相談できる体制を構築

具体的取組

- 都及び各自治体からケース対応の事例を収集し、共有できる仕組みを検討
- 都児相、区児相、子家センにおける個別の困難事例について、専門相談を受け付ける窓口の設置を検討
※子家センについては、管轄児相と子家センとの連携強化の観点から、一義的には管轄児相が対応し、それでもなお解決が困難な場合に相談を受け付ける方向で検討
- ケアニーズの高い児童への専門的な支援の強化 ※詳細はP. 9 に記載。

調査結果をふまえた今後の取組の方向性（案）

③人材育成の共同推進

課題

- 児相では、法的対応を含む困難事例や大都市特有の課題等、高度な専門性が求められるケースが発生する一方、経験年数の浅い職員が多数で、スーパーバイスを担える中堅職員が不足
- 子家センでも、困難事例への対応や未然防止の取組が進む中、経験豊富な職員の育成や専門職の確保・育成に苦慮
- 児相、子家センともに、相談援助業務に係るスキルやノウハウの蓄積や継承が困難な状況に直面

方向性

- 都・区市町村の合同研修と人事交流の実施により、専門性の向上と「顔の見える関係」の構築
- 特に、中堅層の育成強化を迅速に進めるほか、職員全体の専門性の強化ならびに スキルやノウハウの蓄積・継承に係る取組の強化
- 職員の計画的な育成や専門性の向上は、都及び都内全ての区市町村における共通の課題。人材育成を都と区市町村で共同で推進し、質の高い相談援助技術の共有を進める

具体的取組

- 都トレセンと特別区職員研修所の相互の研修受講を実施（資料編P.10）
- 都区市町村の合同研修を新たに実施（資料編P.10）
- 都及び各自治体からケース対応の事例を収集し、共有できる仕組みを検討（再掲）
- 人事交流については、それぞれの人員体制の状況も踏まえながら、長期派遣や短期派遣も含め、新たな人事交流の取組を検討

調査結果をふまえた今後の取組の方向性（案）

④ 子供家庭支援センターの体制強化と連携強化

課題

- 「こども家庭センター」が施行される中、虐待の未然防止に向けて、母子保健部門と子家センの役割分担や情報共有の在り方が課題
- 虐待相談が増加する中、母子保健部門との連携の上、保護者への対応力の向上が必要
- 児相との連携において、子家センから児相への送致や援助要請、児相から子家センへの逆送致等が円滑に進まない事例も発生（再掲）

方向性

- 母子保健部門と子家センが一体的な体制が行われる中、妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援への強化を推進
- 要支援・要保護児童については、児童相談所との適切な役割分担のもと、子供家庭支援センターの体制の更なる強化を進めるとともに、子家センと児相間の連絡や連携におけるルールの検証（再掲）を実施

具体的取組

- 子家センと母子保健部門が一体となり妊娠期から包括的な相談支援等が行えるよう、両部門の連携強化に向けた取組に対する財政支援や研修（こども家庭センター体制強化事業）の推進（資料編P.12）
- 都児相から子家センへの送致案件への対応や子家センから都児相への研修派遣、子家センのD X化などの取組に対する財政支援（都児童相談所と子供家庭支援センターの連携強化事業）の推進（資料編P.14）
- 東京ルールの運用状況の検証を行い、見直しを実施（再掲）

調査結果をふまえた今後の取組の方向性（案）

⑤都児童相談所の体制強化

課 題

- 都児相においては、児童福祉司・児童心理司が政令基準を満たしている状況ではなく、育成定着に課題
- 経験年数3年未満の職員が多く、加えて、経験を積んだ経験層が薄いため、人材育成は急務
- 児童虐待の増加等による、一時保護所の慢性的な定員超過、個別的な支援を要する児童の増加

方向性

- 児童福祉司・児童心理司の計画的な増員を進め、職員の育成や専門性の向上を図っていく
- 国の児童相談所の管轄人口の見直しを踏まえ対応すると共に、人材育成や都全体の総合調整の強化を進める
- 高まる一時保護需要や、保護児童の支援二一スに的確に対応できるよう、一時保護所の体制強化を図っていく

具体的取組

- 人材の確保・育成・定着に向けた取組を一層推進するとともに、課長代理級を計画的に増設し、チームマネジメント体制の強化を図る
- 都児相センター総合連携担当や研修担当の組織強化、多摩地域を所管する児相（3か所）や大田区を所管する児相の新設に向けた準備を進める
- 国の「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」を踏まえ、令和6年度中に条例制定、令和7年4月1日施行を目指す。また、一時保護所の増設や民間事業者の活用を進めるとともに、個別支援体制の充実化など、一時保護体制の強化を図る

⑥ケアニーズの高い児童への専門的な支援

課題

- 都児相、区児相ともに、心理治療的なケアが必要な児童への対応に困難を抱えている
- 虐待によるトラウマや、発達特性を抱え、ようやく措置できても児童養護施設等の措置先でも対応に苦慮、施設不調に至り、その後の生活の場の調整に苦慮することも多い
- 児童福祉法改正等により、地域におけるパーマネンシー保障が求められる中、子家センの心理職には、心理職としての専門性を発揮することが期待されるが、十分に活用できていない実態も見られる

方向性

- 児相と医療機関の円滑な連携の推進
- ケアニーズの高い児童を養育している施設職員等への支援の推進
- 子家センにおける心理職の活用が進むよう、人材育成を推進

具体的取組

- 都児相センター治療指導課が中心となり、心理治療的なケアや入院等が必要な児童が円滑に医療につながるよう児童精神科病床を有する医療機関とのネットワークの構築を進める
- 治療指導課における児童養護施設等へのコンサルティングを通じて、施設の対応力を強化
- 子家センの心理職を対象とした親子関係再構築や虐待未然防止等に関する研修実施の検討

今後の児童相談体制等検討会の進め方（案）①

＜今後の検討の進め方＞

6つのテーマにおける取組の方向性等については、区部、市町村部に分かれた親会議において協議。
実務レベルでの検討が必要な事項については、検討部会、ワーキングにおいて、具体的取組を検討。

【検討会】

- 検討会においては、**6つのテーマの取組状況の報告や意見交換**を行う
- 令和7年度以降についても、都児相センター総合連携担当が進行管理を行い、PDCAサイクルを恒常的に回し、都全体の児童相談体制のレベルを向上させていく

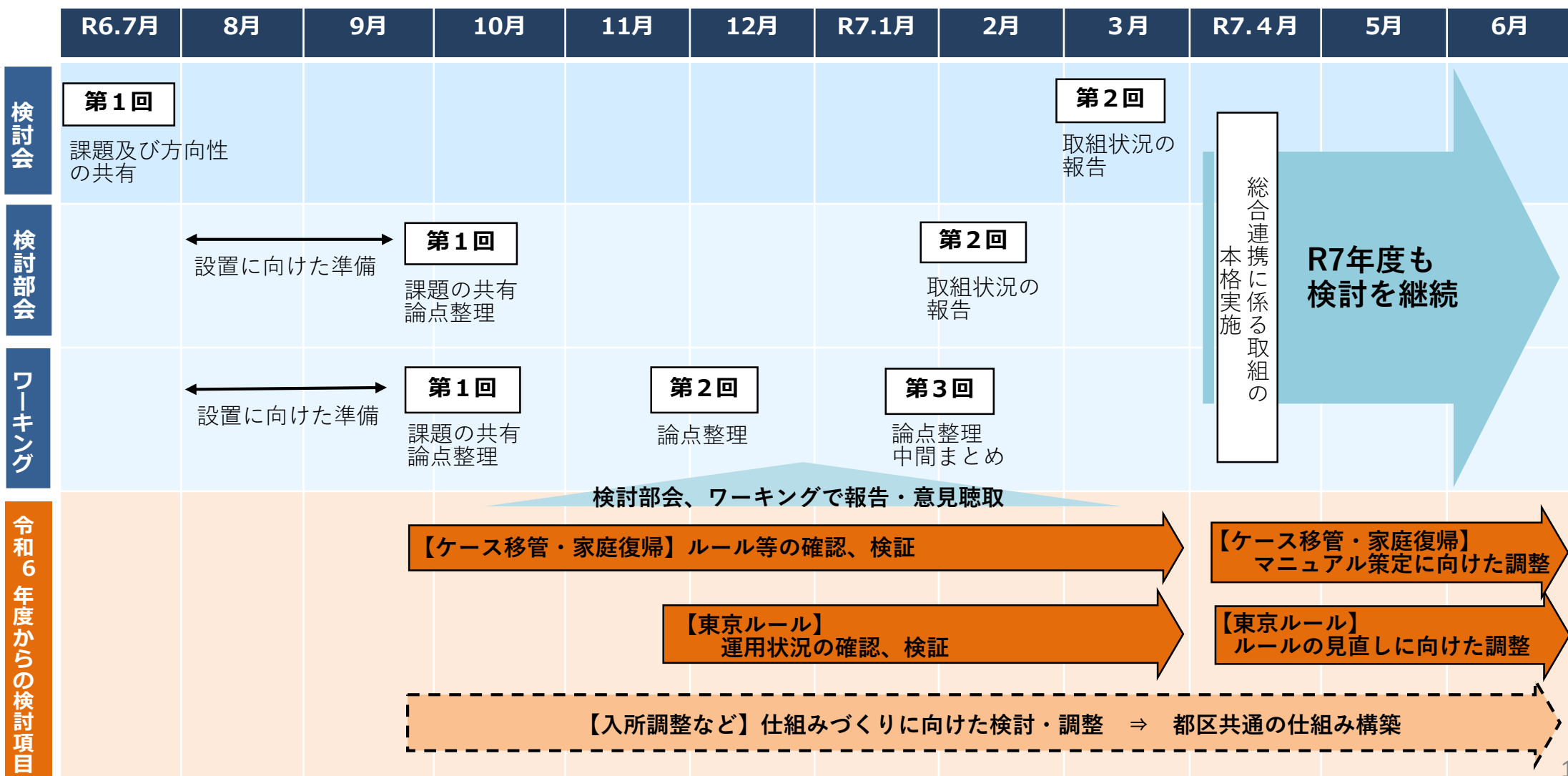
【検討部会、ワーキング】

- 業務の標準化における、**都内全域を対象とするルールづくりについては、実務的な検討が中心**となる
- そのため、検討会の下に**課長級以下からなる「児童相談体制等検討部会」及び係長級・課長代理級職員を中心とする「ワーキンググループ」を令和6年度に設置し、業務の標準化などの詳細について検討を行っていく**
- 区部と市町村部でルールの内容に差異が生じないように、**検討部会及びワーキンググループについては、区部・市町村部合同で実施**する

今後の児童相談体制等検討会の進め方（案）②

【今後のスケジュールと検討項目】

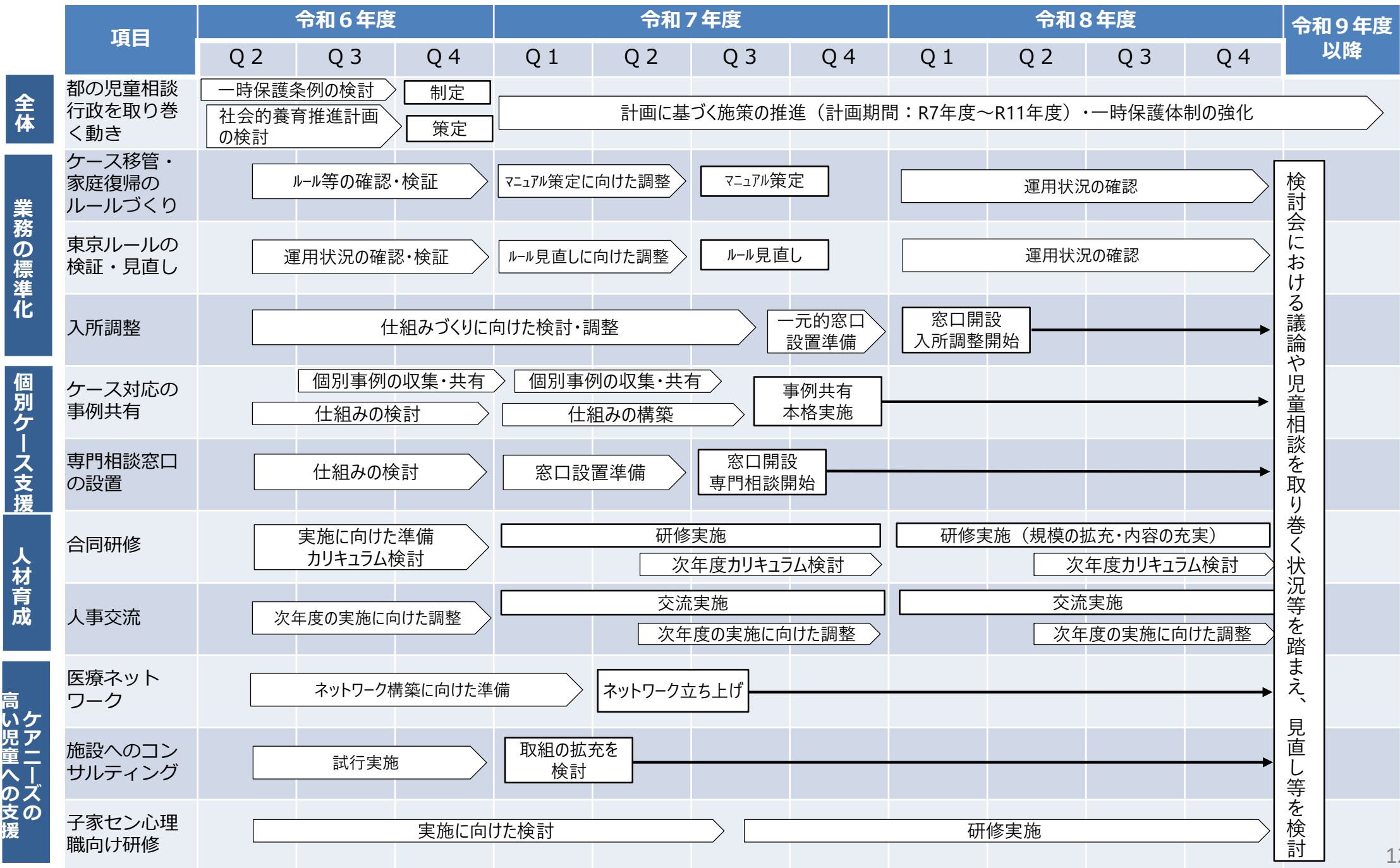
- 令和6年度については、業務の標準化における「ケース移管や家庭復帰のルール等の確認、検証・見直し」「東京ルールの運用状況の検証・見直し」について、検討部会・ワーキングにて、具体的な検討を進める。
- 「里親への相互委託」「入所調整の効率化」やテーマ②から⑥に係る検討項目については、具体的な取組の実現に向けて、都において検討・調整を進め、検討会や検討部会等において、随時、報告や意見聴取を行う。



今後の児童相談体制等検討会の進め方（案）③

【主な取組に係る今後の想定スケジュール】

※現時点での想定であり、今後、変更となる可能性がある



【目 次】

児童相談体制における現状把握のための調査結果（子供家庭支援センター） … 1 頁

- ・子ども家庭支援センターの体制強化と連携強化
- ・業務の標準化
- ・個別ケースに係る専門性向上
- ・人材育成の共同推進

児童相談体制における現状把握のための調査結果（区児相・都児相） … 5 頁

- ・業務の標準化
- ・個別ケースに係る専門性向上
- ・人材育成の共同推進
- ・子供家庭支援センターの体制強化と連携強化

合同研修の進め方 … 10 頁

区市町村職員の都児相への派遣の実績 … 11 頁

こども家庭センター体制強化事業について … 12 頁

都児童相談所と子供家庭支援センターの連携強化事業 … 14 頁

児童相談体制における現状把握のための調査結果（子供家庭支援センター）

「調査概要」

目的：子供家庭支援センターの相談援助業務や人材育成等に関する現状や課題などを把握

実施時期：令和6年5月30日～6月10日

対象：62区市町村 ＊回答率100%

※：自由記述による回答

【子ども家庭支援センターの体制強化と連携強化】

未然防止

○母子保健分野との連携

- ・こども家庭センター設置状況：設置済み34区市町村、設置予定19区市町村、未定9区市町村
- ・子家センと保健センター間の役割分担ルール：12区市町村あり。
具体的には、特定妊婦担当は母子保健(2区)、
就学後児童の担当は子家セン（1町1村）等
- ・未然防止の取組※：ペアレントトレーニングの実施、アウトリーチによる早期発見対応、
妊産婦や保護者・児童等ターゲットを絞った普及啓発活動等
- ・取組における課題※：母子保健部門との役割分担や情報共有の在り方、虐待対応における保護者への対応力の向上 等

○特定妊婦

- ・子家センが全件受理：45区市町村
- ・こども家庭センター設置により変わったこと
：設置により全件受理に変わった、合同会議開催や記録の閲覧権限の付与やシステム改修により
円滑な連携ができるようになった 等の意見があった。

○児相設置区の状況

児相設置区（8区）		
子家セン機能を児相に統合：4区 ・ 児相内に子家セン部署あり：3区 【ケースの振り分け方法】 子家セン部署と児相部署が協議して決定：2区 虐待と非行は児相部署：1区 ・ 子家セン部署なし：1区	子家センが児相から独立：4区 【子家センと児相の連携方法】	東京ルール準用：2区 合同による会議の実施：1区 通告窓口の児相一元化：1区

○児童虐待相談等の連絡調整に関する基本ルール(東京ルール)における連携

（対象：児相非設置自治体及び東京ルール準用の児相設置区56区市町村）

- ・ 各種チェックリストを活用している自治体の割合
 ：安全確認チェックリスト52%（29区市町村）、リスクアセスメントシート86%（48区市町村）、
 家庭復帰チェックリスト59%（33区市町村）
- ・ 児相への送致：38%（21区市）で差し戻しの実績あり。
 理由は「援助要請がより適当」（14区市）、「調査不足」（13区市）、「指導不足」（11区市）
 ➡ 差し戻し後の対応：追加調査し送致(15区市)、援助要請で対応(15区市)
 他、子家が調査継続し危険と判断したら警察に相談（2区）、という回答もあった。
- ・ 東京ルールの運用において困ったこと：45%（25区市村）が「あり」と回答
 具体的には、**解釈や理解のずれ**、性的虐待事案で子どもへの聴取を求められた、**児相への送致や援助要請のハードルが高い** 等 ※
 ➡ 解決案 ※：児相との協働関係構築や対面での確認機会、性的虐待事案について送致のみとする、
 都児相の人材確保と子家センへの研修派遣 等
- ・ 東京ルールの見直しについて ※：**ルールの理解や認識徹底が必要、児相への送致のハードルの高さを改善してほしい、子家送致の対象ケースの認識共有が必要**、特定妊婦について情報共有の扱いの整理が必要 等

○日常的な児相との連携（対象：児相非設置自治体及び東京ルール準用の児相設置区56区市町村）

- ・ 連携強化のために必要と思われること：定期連絡会(33区市町村)、日常的助言(30区市町村)、人事交流(20区市町村)、
 東京ルールの連携推進(16区市町) 等

【業務の標準化】（対象：児相設置区を除く54区市町村）

○子家センが児相間の移管や家庭復帰等に関わる際に感じた課題 ※

児相により家庭復帰や移管等における手続きが異なり連携のしにくさがある、児相間でのリスク評価のずれや情報の不足、児相間の移管等の話し合いが進まずケースワークが滞る、指導の掛け方の違い等に戸惑った 等

○相談システムの連携

- ・所管児相との相談記録のシステム上の共有：

賛成57%（31区市町）理由:担当が不在でも情報共有できる等業務の迅速化

反対43%（23区市村）理由:個人情報保護、費用対効果が低い、不要な情報まで共有されるおそれ

- ・国の「要保護児童の情報共有システム」の活用：91%（49区市村）が活用していない。

理由は、入力作業の負担が大きい、掲載自治体が少ない 等

【個別ケースに係る専門性の向上】

○事例検証の実施：19区市町村が実施

- ・事例内容：対応困難事例（拒否的な保護者、アセスメントが難しいケース等）、地域で特徴的な事例、死亡事例 等

○事例の蓄積 ※：知りたい事例として、重症事例や死亡事例、法的対応事例、性的虐待事例、接触拒否や安全確認できない事例、送致（双方向）事案、精神疾患や被虐待歴のある保護者対応の好事例、不法滞在や戸籍取得等外国人対応 等
（33区市町村からデータベースへの要望意見あり）

○専門相談ニーズ

- ・専門相談窓口の設置希望：26区市町

- ・利用できたら良いと思う事案※：法的助言を要する事案、外国籍事案、

所管児相の対応に疑義がある場合等の事案（医療面や心理面での解釈に専門性を要するもの）等

【人材育成の共同推進】

○希望の多い合同研修

職級を問わず、ロールプレイや面接技法、個別ケース検討会議（模擬）など実践的な研修への要望が上位を占めた。

内容（票数）	対象職種	職層
ロールプレイや面接技法など、実技を中心とした実践的な研修（41）	福祉（31）、保健師（21）、心理（20）	係員（31）、係長級（18）
個別ケース検討会議など、多機関が関わる会議を模擬で行う実践的な研修（27）	福祉（15）、保健師（13）、心理（10）	係員（16）、係長級（15）
受講者がこれまで対応した事例の共有及び分析・議論（23）	福祉（18）、心理（17）、保健師（16）、保育士（11）	係員（18）、係長級（17）
専門知識を持つ講師による座学を中心とした講義形式の研修（21）	福祉（20）、保育士・保健師（12）、心理（11）	係員（24）、係長級（9）
多職種による合同での事例検討（20）	心理（17）、福祉・保健師（16）、保育士（13）	係長級（18）、係員（16）

○人材育成（子家センの心理職と保健師について）

- ・心理職は61%（38区市町村）で配置あり。心理支援専門員、相談担当職員としての稼働が主。
親子関係再構築や未然防止のペアレントトレーニングを担うことが求められるが、人材育成、人員不足、心理職に関する組織的な体制づくりに関する課題等があげられた。
- ・保健師は90%（56区市町村）で配置あり。相談担当職員としての稼働が主（管理職配置もあり）。
母子保健連携、精神疾患のある保護者への支援等が求められるが、人材確保・専門職員の人材不足、子家セン内の保健師と他職員の役割分担、母子保健分野の保健師との役割分担等の課題があげられた。

○支援力の維持・向上

- ・**スキルやノウハウの継承に難しさを感じる：95%**（59区市町村）
- ・課題として「人員不足」（43区市町村）、「職員の異動・退職」（50区市町村）等があげられた。

【その他のご意見】

- ・児相と連携し、また、相互に学び合いをしながら子供の安全を守っていきたいと考えている。
- ・都児相、区児相が併存している中、都区の連携強化が必要。総合連携担当の役割や機能等に期待している。
- ・日常的な児相の助言指導が、子家の機能強化や人材育成に繋がっていると考える。

児童相談体制における現状把握のための調査結果（区児相・都児相）

「調査概要」

目的：都内児童相談所の相談援助業務や人材育成等に関する現状や課題などを把握

実施時期：令和6年5月10日～22日

対象：区児相8所、都児相10所（児相センターは相談援助を担当する3セクションを各々カウントし、計12所）

* 回答率100%

※：自由記述による回答

【業務の標準化】

I 統一的なルール

統一的なルールが必要な項目として、**移管や家庭復帰**（手続きの進め方、移管元と移管先の役割、添付書類（記録や写真など）の内容、アセスメントシートや家庭復帰チェックリストのつけ方等：4区11都児相）、**里親の相互委託**（共有する情報や里親子への支援等：3区6都児相）があげられた。

また、6区8都児相が、転居ケースに関して「他の自治体とのやり取りで、用語の使い方や解釈の違いを感じたことがある」と回答。

＜主な意見 ※＞ ○：区児相、●：都児相

- 移管元としてどこまで調査が必要か、**移管先児相と基準や見解に差異**があり、移管を円滑に受け取ってもらえなかった
- 家庭復帰における基本的な外泊までの流れ・復帰プログラム・関係者会議開催のタイミング等について、共通理解が必要
- 自治体によって**転居先での安全確認の必要性や認識**、また、**リスク評価の基準**が自治体により異なることがある
- 移管を受ける際、**添付書類が不足**しており、リスクが不明で困った
- 移管時などに齟齬なくアセスメントを共有するために、**リスクアセスメントシートや家庭復帰のチェックリストなどの記入の仕方**などについて改めて共有し共通認識を持つ必要がある。
- 里親選定や自立支援計画作成など、自治体により対応が異なると、里親等に不信感を抱かせてしまう懸念がある
- **既にルール化されている事項について、改めて共通認識を持つ必要**がある

Ⅱ 大都市特有の広域的課題 ※

一時保護所での不適応や入院先の確保に苦慮（2区2都児相）、都外児童の一時保護後の移送の業務負担（2区3都児相）等

Ⅲ 相談システムの連携

- ・都区双方、システム上の記録の共有化に 賛成50%（4区6都児相）

理由：業務の効率化、迅速化、齟齬がないように

反対50%（4区6都児相）

理由：個人情報保護の点ですべきではない

- ・国の「要保護児童に関する情報共有システム」の活用している児相の割合 区児相：87.5%

都児相：83%(うち7割が『C A情報（居所不明児童の
情報）』のみの活用)

➡ 利便性の向上（4区5都児相）、都内児相における活用方法の整理（2区1都児相）等の意見があげられた。 ※

Ⅳ 施設入所の効率化 ※

- ・措置先が見つからず、一時保護の長期化が課題となっている（8区12都児相＝全児相）

➡ 入所調整の一元化やタイムリーな施設の空き情報共有（3区9都児相）、
施設への後方支援や体制強化による受け皿の拡大（3区5都児相）、
児童心理治療施設の設置を求める（1区4都児相） 等の意見があげられた。

【個別ケースに係る専門性向上】

○法的対応の実績（令和2年～令和5年度）

28条（8区12都児相）、親権喪失（1都児相）、親権停止（3区7都児相）、出頭要求（2区8都児相）、立入調査（2区11都児相）、臨検搜索（1区2都児相）、通信面会制限（2区2都児相）、未成年後見（4区11都児相）、警察援助要請（5区12都児相）、家裁送致（6区11都児相）

○困難だった対応 ※

〈都区共通〉28条、面会通信制限、SNS等に職員名や対応の様子をアップされる
〈区児相〉親権停止、家裁送致の調整
〈都児相〉保護者の弁護士対応、児童の医療保護入院の非虐待親の同意獲得、
法的対応等を伴う事例を経験の浅い職員が対応している 等

○事例検証の実施

〈区児相〉5所実施。法的対応ケース、重大事故のおそれを含むケース等
〈都児相〉2所実施。重大事案や内密出産（熊本）ケース

○事例の蓄積 ※

〈都区共通〉重大事案や好事例、立入調査や親権停止事案等を活用できる形で共有し蓄積すべき（5区3都児相）

○ケアニーズの高い児童への対応 ※

〈都区共通〉児童養護施設等の措置先で対応に苦慮するなど、心理治療的なケアが必要な児童の対応（一時保護先、入院先、
帰住先の確保等）に困難（4区9都児相）

➡ 入院先となる医療機関の確保・拡充（1区6都児相）、児童心理治療施設の設置（6区4都児相） 等の意見があげられた。

【人材育成の共同推進】

○人材育成の課題

〈都区児相〉経験年数の浅い職員が多く、スーパーバイズを担える職員が不足

○合同研修への主な意見

〈区児相〉困難ケースに関する事例検討や、重大事故発生時のマスコミ対応等、合同で行うメリットがある内容を希望

〈都児相〉特別区職員研修所の立ち入り調査及び臨検搜索の実習／合同で行うメリットのある内容での実施を希望

○希望の多い合同研修

〈都区児相〉 中堅層以上を対象とし、困難ケースの事例検討やS Vの養成・対応力強化に関する研修希望が上位を占めた。

	内容	対象職種	職層
区児相（票数）	困難ケースに関する事例検討（7）	児童福祉司、児童心理司	児相経験4年目以上、係長級・課長代理級
	SVの養成・対応力強化に関する研修（7）	児童福祉司、児童心理司、 保護所職員	児相経験4年目以上、係長級・課長代理級
	実技を中心とした実践的な研修（5）	児童福祉司、児童心理司、 保護所職員	新任職員（児相未経験者）、 児相経験2年～3年目職員
	普段の仕事の振り返りや今後の目標に関する グループ討議（5）	児童福祉司、児童心理司、 保護所職員	新任職員（児相未経験者）、 児相経験2年～3年目職員
	多職種による合同での事例検討（5）	児童福祉司、児童心理司、 保護所職員、保健師	児相経験2年～3年目職員、児相経験4年目以上
都児相（票数）	困難ケースに関する事例検討（11）	児童福祉司、児童心理司	児相経験4年目以上、係長級・課長代理級
	SVの養成・対応力強化に関する研修（9）	児童福祉司、児童心理司	児相経験4年目以上、係長級・課長代理級
	受講者がこれまで対応した事例の共有及び分 析・議論（7）	児童福祉司、児童心理司	新任職員（児相未経験者）、 児相経験2～3年目職員、児相経験4年目以上

【子供家庭支援センターの体制強化と連携強化】

○対応力強化と連携（対象：子家センが児相から独立している4区児相、12都児相）

- ・管内子家セン向けの支援：チーフ等が子家センの受理・支援方針会議に出席（2区11都児相）、
子家セン職員向けに研修実施（2区2都児相）

他、ブロック会議・援助方針会議の見学を日常的に受け入れる、
同フロアで業務を行い日常的に合同の会議を実施している

- ・子家センとの連携にあたっての課題：

情報共有のあり方（1区6都児相）（内容：児相と子家センで正確な情報を共有する必要がある等）

子家センの体制（2区6都児相）（内容：虐待コーディネーターの育成が必要等）

他、情報共有についてオンラインやテレビ会議等の活用があってもよいのではないか、

特定妊婦とする対象についての考え方の共通認識が必要、児相側が子供家庭支援センターをもっと知る必要もある、
等の意見があった。

○東京ルールの運用における課題 ※

（対象：子家センが児相から独立し、かつ東京ルールを準用している2区児相、12都児相）

お互い新しい職員や経験年数が短い職員が多く東京ルールをしっかりと理解できていない実態がある、

逆送致が進まないことがある（地域での支援が適していると判断し子家センに送致打診しても断られる、独自ルールがある）
等の意見があった。

【その他のご意見】

- ・効率性、リスク管理、現場の運用のしやすさにつながるものを提供してほしい。
- ・広域自治体としての都の強みや地域に身近で小回りの利く区の強みから謙虚に学び合うことが重要。各自治体・各所の独自性や地域事情を尊重しつつ、オール東京でより良い方策を考え実現していくことが重要。

合同研修の進め方

【方向性】

- 人材育成の基本的な部分はそれぞれの自治体で実施しているが、困難事例への対応をはじめ、「専門性向上」に資する内容などについては、都と区市町村で共有することで、東京全体で高い専門性を維持向上していく
- 令和7年度、主に中堅層を対象とした専門的知識の共有を目的に、以下のとおり、都区共同企画の研修や、都と区が個別に実施する研修への相互乗入れを試行的に行い、自治体間の「顔の見える関係」の構築を進めていく

【新たな合同研修（案）】

①中堅層の強化（都区共同企画／都提案）

都及び区市町村（児相・子家セン）の課長代理・係長級職員を対象に、児童相談行政の最新のトピックに関する講義を行うとともに、ケース対応や職員育成の実践についてグループ討議等を実施 ※都区職員のニーズを基にトピックを選定

②先進的取組の共有（都区共同企画／特別区職員研修所提案）

学会や学術会議等で発表した演題について、東京における児童相談分野の先進的な取組として児相及び子家セン職員を対象に、発表者が改めて発表するとともに、その内容について出席者がグループ討議を行う

③模擬個別ケース検討会議（都が実施）

都及び区市町村（児相・子家セン）の職員が模擬個別ケース検討会議を行い、要保護児童対策地域協議会の円滑な運営に向けて相互理解と実践力の向上を図る

④面接スキルトレーニング研修（都が実施）

児相の新任児童福祉司、新任児童心理司を対象に、小規模のグループで約2か月に1回、年5回実施し、面接技術の向上を図る

⑤司法面接（特別区職員研修所が実施）

児童虐待被害等の調査において、関係機関とチームを組み、児童の心理的負担等に配慮した面接のための強化を図る

⑥リーダー研修（児童心理司）（特別区職員研修所が実施）

リーダーに役立つ知識や技法を学び、職員の指導、育成を行うための資質向上を図る

区市町村職員の都児相への派遣の実績

○特別区から東京都児童相談所への職員派遣

目的 : 職員の能力向上及び都区間の相互理解と協力をより深める

受入職場 : 各都立児童相談所、児童相談センター相談援助課・保護課・治療指導課

受入期間 : 1年以上（更新あり）

実績 :	年度	R2	R3	R4	R5	R6
	人数	84人	104人	76人	67人	55人

※各年4月1日現在の派遣者数

○児童相談に係る連携強化事業

目的 : 区市町村が児童相談所のケースワークの理念やスキルを習得することで、児童相談所と一層の緊密な連携を図る

受入職場 : 各都立児童相談所、児童相談センター相談援助課 ※主に管理職の派遣

受入期間 : 1年（更新あり） ※通年派遣または月数日間の派遣

実績 :	年度	R2	R3	R4	R5	R6
	人数	7人	8人	8人	8人	5人

※各年4月1日現在の派遣者数

○区市町村職員短期派遣研修

目的 : 子供家庭支援センター職員が児童相談所の実務を経験することで、相互理解をより深め、良好な協力関係を構築

受入職場 : 管轄の都立児童相談所

受入期間 : 原則5日

実績 :	年度	R2	R3	R4	R5
	人数	69人	40人	106人	70人

こども家庭センター体制強化事業について

1 目的

妊娠期からの切れ目のない支援を実現するため、児童福祉部門と母子保健部門が一体となり妊娠期から包括的な相談支援等が行えるよう、連携に必要な支援チームを配置する区市町村を支援するとともに、両部門の連携強化や職員のスキルアップを図る研修等を実施する。すべての家庭が健やかに子育てできる環境を整えることで、虐待の未然防止に繋げる。

2 経緯

・児童福祉法および母子保健法の改正により、区市町村の児童福祉部門と母子保健部門が連携し一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務化（令和4年度改正、6年度施行）

【都】

・児童虐待対応件数が増加し続ける現状に対して、児童福祉審議会より、対症療法的な対応だけでなく虐待の未然防止を抜本的に強化する予防的支援モデルの確立が重要であると提言を受け、「予防的支援推進とうきょうモデル事業」を令和3年度より開始
⇒子供家庭支援センターに予防的支援チーム（ファミリーサポートワーカー等）を設置

・国の法改正を受け、児童福祉部門と母子保健部門の一体的支援を目指す区市町村を支援するため、母子保健部門の体制強化を行う「とうきょう子育て応援パートナー事業」を令和4年度より開始
⇒母子保健部門に専門職（子育て応援パートナー等）を配置

☞ より確実な支援・連携体制を構築するため、「予防的支援推進とうきょうモデル事業」と「とうきょう子育て応援パートナー事業」を一体化

し、「こども家庭センター体制強化事業」を令和6年度より実施

☞ 人材育成を実施し、人員配置や事業運営を支援

R5まで

予防的支援推進
とうきょうモデル事業

子供家庭支援センター

ファミリーサポートワーカー等を配置

支援強化



支援強化

とうきょう子育て
応援パートナー事業

母子保健部門

子育て応援パートナー等を配置

連携

R6以降

こども家庭センター体制強化事業

予防的支援推進
とうきょうモデル事業

子供家庭支援センター

とうきょう子育て
応援パートナー事業

母子保健部門

一体的に支援

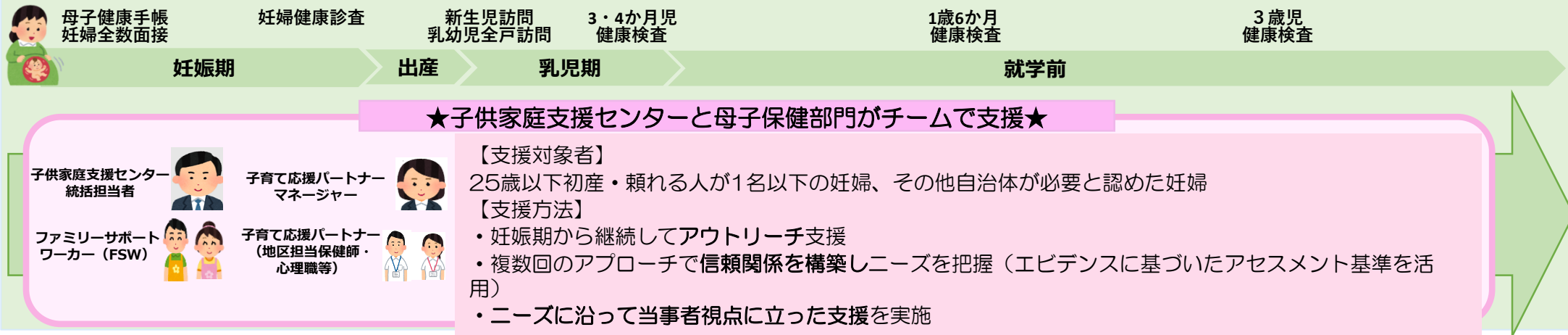


こども家庭センター体制強化事業について

3 事業概要

- (1) 人材育成研修
支援者のスキルアップ、組織間の連携、重層的な支援を実施するためのバックアップ体制の構築等を目的とした、子供家庭支援センターと母子保健部門の合同研修を都が実施する。
※予防的支援推進とうきょうモデル事業・とうきょう子育て応援パートナー事業で実施していた研修を統合
- (2) アセスメント基準
子供家庭支援センターと母子保健部門は共通のアセスメント基準を活用。支援の必要性を両部門が理解し、支援方針の決定等をスムーズに行う。
- (3) 合同会議実施
子供家庭支援センターと母子保健部門が合同で会議を開催。支援プランの評価や見直しを行い、支援の切れ目を防ぐ。
- (4) 運営支援
アドバイザー委員会を設置し、体制構築や支援手法について専門的見地から助言を実施する。

支援スキーム



4 補助内容（令和6年度予算額：841,981千円）

★①・②・③のいずれかを選択。両部門が一体的に支援を行うために、③を推奨（①・②からの移行を含む）

① 子供家庭支援センターに予防的支援チームを設置 ※母子保健部門と協働

【補助基準額】

子供家庭支援センター統括担当者
：1名当たり9,274千円
ファミリーサポートワーカー（FSW）
：1ケース当たり200千円
母子保健部門協働担当者
：1名当たり6,042千円

【補助率】

令和8年度まで10/10

② 母子保健部門に専門職を配置 ※子供家庭支援センターと協働

【補助基準額】

子育て応援パートナーマネージャー
：1名当たり9,274千円
子育て応援パートナー（心理職等）
：1ケース当たり200千円
子供家庭支援センター協働担当者
：1名当たり6,042千円

【補助率】

令和8年度まで10/10

③ ①と②を両方実施

【補助基準額】

子供家庭支援センター統括担当者：1名当たり9,274千円
ファミリーサポートワーカー（FSW）：1ケース当たり200千円
子育て応援パートナーマネージャー：1名当たり9,274千円
子育て応援パートナー（心理職等）：1ケース当たり200千円

【補助率】

令和8年度までに事業開始した場合、事業開始年度から3年間
10/10
※①・②から移行した自治体含む

都児童相談所と子供家庭支援センターの連携強化事業

増加する児童虐待相談に的確に対応し、切れ目ない支援を行うため、**子供家庭支援センターの機能強化を支援するとともに、都児童相談所との連携強化の仕組みづくりを推進し、東京全体の児童相談体制を強化**

令和6年度新規事業（予算額：11億円）

①子供家庭支援センターへの送致案件の対応支援

面前DV等、児童相談所から区市町村への送致案件への対応を支援するため、**児童相談所・警察・専門支援機関等との連携強化に対応する職員の配置経費**を区市町村へ補助
→都児童相談所と子供家庭支援センターの役割分担を適切化

【補助基準額】

6,042千円/名

※事業を実施する前年度に都児童相談所から受理した送致件数に応じて、加算上限を設定。
（事業を実施する職員1名当たりの担当ケース数を指すものではない）

【補助率】

都10/10（令和8年度まで）

都児童相談所からの送致件数（※）	加算上限
71件～140件	1名
141件～210件	2名
211件～280件	3名
281件～320件	4名
321件～	5名

③DXによる業務効率化への支援

子供家庭支援センターの電話・記録等の**業務のDXに係るシステム導入経費**を区市町村へ補助
→子供家庭支援センターと都児童相談所の連絡調整等を効率化

【補助基準額】

50,000千円/1自治体

【補助率】

都1/2・区市町村1/2
（令和8年度まで）



②区市町村から都児童相談所への研修派遣支援

区市町村が定める児童福祉人材の育成計画に基づき、都児童相談所へ**職員を通年派遣し、子供家庭支援センターの基幹職員として育成する取組**へ補助
→子供家庭支援センターの組織力を強化

【補助基準額】

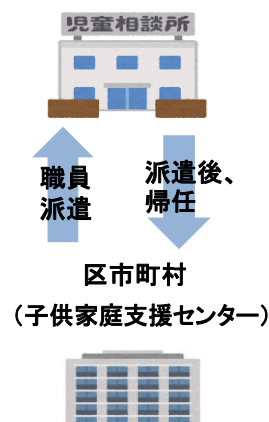
虐待対策ワーカー：6,042千円/名

主任虐待対策ワーカー：7,000千円/名

（派遣される職員の人件費を補助）

【補助率】

都10/10（令和8年度まで）



④連携のための拠点づくり

『子供家庭支援センターに都児童相談所のサテライトオフィス』又は『都児童相談所に子供家庭支援センターの分室』を設置
→都と区市町村の職員が、同一の施設でケース会議や情報共有を行いながら、共同で相談対応等を実施

【補助基準額】

8,181千円/名

（職員3名分の人件費を補助）

【補助率】

都10/10（令和8年度まで）

子供家庭支援センター

都児童相談所
サテライトオフィス

（例）